
ツシマヤマネコ

九州弁護士会連合会
弁護士過疎地域赴任者養成制度のご案内

使命と誇りを胸に弁護士としての道を歩き出してみませんか

九州弁護士会連合会（以下、「九弁連」）は、管内の司法過疎地域へ弁護士を派遣する活動を行っています。

九弁連では、管内の法律事務所（以下、「養成事務所」）に弁護士過疎地域に赴任する弁護士の養成を委託する制度があります。養成される弁護士は、原則2年の養成期間を経て、主に九弁連管内のひまわり公設事務所等へ赴任します（※なお、九弁連理事会の承認を得れば、九弁連管外への赴任もできます。）。

2027年3月以降、熊本県弁護士会所属の法律事務所を養成事務所として、79期司法修習生を被養成弁護士として養成が開始される予定です。

短期間で基本的な執務能力を身につけるため、充実した養成制度が設けられています。九弁連は、2008年以来、29名の弁護士を九州各地に派遣しており、OB．OGには赴任地に定着した弁護士のほか、任期満了後、福岡などの都市部へ戻り活躍している弁護士も数多くいます。

【採用案内】

80 期１名募集予定です。

※　採用条件（給与）については、養成事務所との協議となります。

＜事務所の特徴＞

弁護士の養成に特化

充実した養成制度

多くの弁護士が経験と知識を伝授

経営知識の習得

豊富な人脈

誇りとやりがい

弁護士養成制度

１．養成事務所による OJT

養成事務所内において、共同受任や被養成弁護士の個人受任の事件処理を通じて、ひまわり公設事務所等の所長弁護士としてのスキルを養っていただくことを基本とします。なお、弁護士報酬等は依頼者、養成事務所及び被養成弁護士との契約にしたがいます。

２．九弁連及び養成事務所の所属単位会による支援

司法過疎地域の弁護士は幅広い事件に対応する能力が求められるため、赴任までに様々な事件を経験できるよう、養成事務所と九弁連との間で協議し、九弁連として以下のような支援養成を行うことを予定しています。

① 多様な事件を経験するため、養成事務所に事件を供給すること。

必要に応じて、九弁連は、養成事務所に事件を供給するように努めます。供給した事件は、協議のうえ、供給元となった弁護士との共同受任等の方法により処理することがあります。過去の養成制度で共同受任した事件の例として、建物明渡請求・離婚・自己破産・個人再生・事業者破産・損害賠償請求事件（交通事故）・遺言書作成・消費者事件・労働（解雇、未払い賃金）・強制執行・遺産分割調停・破産管財・刑事事件（詐欺、傷害、脅迫、強盗致傷など）があげられます。共同受任を通じて、幅広い人脈を作ることができます。

② 個別研修の実施。

弁護士過疎地において生じる法律問題等を中心に、分野ごとに取り扱いの多い弁護士などから事件処理スキル等を学ぶ座学も予定しています。

３．日弁連研修（日弁連による支援）

採用１年目は、東京の日弁連会館で毎月開催される公設事務所勤務弁護士を対象とした定期研修会に参加することができます（交通費別途支給）。離婚、破産、交通事故、労働、刑事といった各分野で活躍する弁護士からの講義を通して、新人弁護士として必要な知識の習得をはかることができます。

４．経営知識の習得

ひまわり公設事務所等の所長弁護士として赴任するために、養成事務所において法律事務所の経営について学ぶことができます。

５．幅広く相談できる体制

養成事務所の指導担当弁護士のほか、九弁連委員会、九弁連管内の弁護士過疎地域赴任者弁護士など、多くのサポーターに遠慮なしの相談ができます。

６．赴任後のサポートの充実

ひまわり公設事務所へ赴任した場合、各地域に設置されるひまわり事務所の支援委員会によるサポートも受けられます。また、養成時代に関わった多くのサポーターとの絆は一生ものです。いつでも気軽に相談ができます。

赴任

原則２年の養成期間を経て、九弁連管内の「ひまわり基金法律事務所」へ赴任することになります。なお、九弁連理事会の承認を得れば、九弁連管外に赴任することもできます。

ひまわり公設事務所に赴任した場合の待遇は、各事務所の売り上げに応じた収入となりますが、日弁連による最低所得保障制度（７２０万円）があります。

入所～赴任～任期満了後

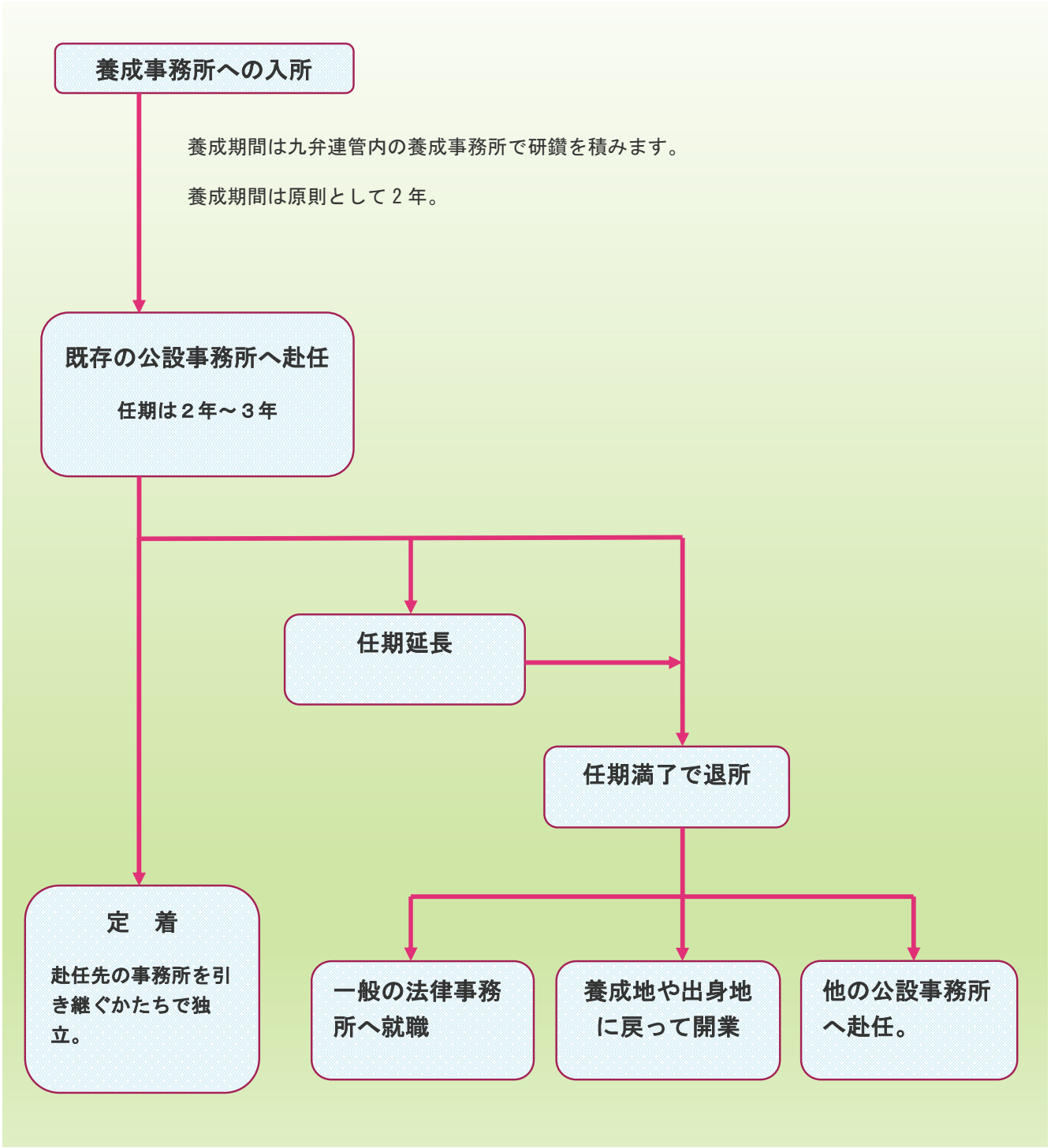

九弁連における養成者の赴任実績

・ひまわり公設事務所（対馬７名、壱岐７名、島原中央２名、西都、小林、豊前、飛鸞各１名）
・法テラス事務所（高森２名、指宿、五島、徳之島、壱岐各１名）
・独立開業（福岡県大川市、熊本県人吉市、佐賀県三養基郡各１名）
合計２９名の弁護士が九州各地の弁護士過疎地に赴任又は独立開業しています。

司法過疎・偏在問題は解決したのか？

ゼロワン問題

ゼロワン地域とは、地方裁判所支部管内で弁護士がゼロ又は１人の地域を指します。

なぜ、ゼロだけではなく、ワンも問題になるかというと、弁護士が２人以上いないと、紛争の当事者それぞれに弁護士をつけることができないからです。

現在、日本にゼロワン地域はありませんが、今後、弁護士の引退等により、ゼロワン地域が増加することは十分考えられます。したがって、ゼロワン地域解消状態を継続するための対策は、依然として必要です。

人口３万人以上の市町村におけるゼロワン

ゼロワン地域は、あくまで裁判所の支部管轄を基準としています。

しかし、人口３万人以上いる地域で弁護士がゼロワンの地域は、まだまだあります。

日弁連は、人口３万人以上の市町村におけるゼロワンの解消を目指しています。

女性弁護士ゼロ地域

家事事件の係属件数が増加する中、離婚や DV などの悩みについて、同じ女性に相談したいと考えている依頼者は少なくありません。

このような依頼者のニーズに応えていくためには、単に弁護士がいるだけでは不十分で、良質の司法サービスを全国に広めて行くには、女性弁護士の存在が不可欠です。

【お問い合わせは下記のとおりです】

〒810－0044
福岡市中央区六本松 4-2-5
九州弁護士会連合会

TEL. 092-741-6416